# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 3 | 固定資産税関係事務　基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 古座川町は、固定資産税関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 古座川町長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和7年6月27日 |

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 固定資産税関係事務 |
| ②事務の概要 | 地方税法等の規定に則り、<br>固定資産税課税台帳（土地・家屋・償却資産）の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>①所有資産の照会<br>②賦課および徴収のために行う事務<br>③償却資産申告データの入力<br>④納税通知書、課税明細書の出力 |
| ③システムの名称 | 固定資産税システム<br>地方税電子申告支援サービス<br>統合宛名システム<br>中間サーバー・ソフトウェア<br>eLTAXシステム |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 固定資産税課税台帳ファイル<br>地方税電子申告情報ファイル<br>宛名情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表　24項<br>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条8号、別表　24項<br>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表　48項 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 住民生活課 |
| ②所属長の役職名 | 住民生活課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 古座川町役場　総務課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話：0735－72－0180 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |
|---|

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 古座川町役場　住民生活課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話:0735－67－7900 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [　　基礎項目評価書　　] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |

| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|---|---|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [ ○ ]委託しない |
|---|---|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [ ○ ]提供・移転しない |
|---|---|---|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [　　]接続しない（入手）　[　　]接続しない（提供） | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 固定資産税事務について、住民の場合には本人情報のデータベースへの入力やマイナンバー登録作業はないが、住登外のマイナンバー登録の際には、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　　十分に行っている　　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
|---|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］<br><br>＜選択肢＞<br>1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9） 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　　十分である　　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 固定資産税事務について、住民の場合には本人情報のデータベースへの入力やマイナンバー登録作業はないが、住登外のマイナンバー登録の際には、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年10月5日 | 5. ①部署 | 財政課 | 税務住民課 | 事前 | |
| 平成28年10月5日 | 5. ②所属長 | 財政課長　尾崎　昇 | 税務住民課長 | 事前 | |
| 平成28年10月5日 | 7. 請求先 | 古座川町役場　財政課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673－2　電話:0735－72－01 | 古座川町役場　総務課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話:0735－72－ | 事前 | |
| 平成28年10月5日 | 8. 連絡先 | 古座川町役場　財政課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673－2　電話:0735－72－01 | 古座川町役場　税務住民課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話:0735－7 | 事前 | |
| 平成30年6月29日 | 5. ①部署 | 税務住民課 | 住民生活課 | 事前 | |
| 平成30年6月29日 | 5. ②所属長の役職名 | 税務住民課長 | 住民生活課長 | 事前 | |
| 平成30年6月29日 | 8. 連絡先 | 古座川町役場　税務住民課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話:0735－7 | 古座川町役場　住民生活課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話:0735－7 | 事前 | |
| 令和2年7月1日 | Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か | 平成31年4月1日　時点 | 令和2年4月1日　時点 | 事前 | |
| 令和2年7月1日 | Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か | 平成31年4月1日　時点 | 令和2年4月1日　時点 | 事前 | |
| 令和3年6月14日 | Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か | 令和2年4月1日　時点 | 令和3年4月1日　時点 | 事前 | |
| 令和3年6月14日 | Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か | 令和2年4月1日　時点 | 令和3年4月1日　時点 | 事前 | |
| 令和3年6月14日 | 4. ②法令上の根拠 | 番号法第19条7号 | 番号法第19条8号 | 事前 | 番号利用法の改正に伴う号ズレのため修正 |
| 令和4年6月1日 | Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事前 | |
| 令和4年6月1日 | Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事前 | |
| 令和5年6月6日 | Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年6月6日 | Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和6年5月24日 | Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事前 | 時点修正 |
| 令和6年5月24日 | Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事前 | 時点修正 |
| 令和6年5月24日 | 8. 連絡先 | 電話　0735-72-0180 | 電話　0735-67-7900 | 事後 | 各課ごとの電話番号割り振られたため |
| 令和7年6月2日 | Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か | 令和6年4月1日　時点 | 令和7年4月1日　時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年6月2日 | Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か | 令和6年4月1日　時点 | 令和7年4月1日　時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年6月6日 | 3. 法令上の根拠 | 別表第一の第16項　並びに内閣府・総務省令第16条 | 別表　24項<br>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 | 事後 | |
| 令和7年6月6日 | 4. ②法令上の根拠 | 別表第二の第27項　並びに内閣府・総務省令第20条 | 別表　24項<br>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表　48項 | 事後 | |
| 令和7年6月12日 | Ⅳリスク対策　8 人手を介在させる作業 | | 固定資産税事務について、住民の場合には本人情報のデータベースへの入力やマイナンバー登録作業はないが、住登外のマイナンバー登録の際には、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | 事後 | 項目追加による入力 |
| 令和7年6月12日 | Ⅳリスク対策　11 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 固定資産税事務について、住民の場合には本人情報のデータベースへの入力やマイナンバー登録作業はないが、住登外のマイナンバー登録の際には、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | 事後 | 項目追加による入力 |